



市民税・県民税の申告と所得税の受け付けは3月16日(月)まで

2月3日(月)～3月16日(月)に市役所で市民税・県民税の申告、2月17日(月)～3月16日(月)は千葉西税務署で所得税の確定申告が行われます。申告にはマイナンバー確認書類と身元確認書類が必要です。受付開始日から1週間程度と締め切り間際は大変混み合います。余裕を持って申告してください。

市民税・県民税の申告 問い合わせ：市民税課 483-1151

市民税・県民税の申告 受付方法は持参か郵送で

提出期限は3月16日(月)です。市役所第2別館で、相談・提出ができます。支所・連絡所は提出のみで、相談はできません。受付時間は、土曜・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。市民税課へ郵送でも提出できます。

次の1と2に該当する人は、市民税・県民税の申告をしてください。所得税の確定申告をした人は、申告する必要はありません。

1. 2年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当する人

- ①前年中に給与所得がある人
 - ・勤務先から市に給与支払報告書(源泉徴収票と同じ内容のもの)が提出されていない人。提出の有無は勤務先に確認してください
 - ・年末調整済みの給与所得以外に、不動産所得や原稿料報酬などがある人。その所得の合計金額が20万円以下で確定申告が不要でも、市民税・県民税の申告は必要です

- 災害などによる市民税・県民税の軽減
雑損控除の申告により、控除を受けることができます。申告方法などは、市ホームページで確認するか、市民税課へお問い合わせください。
- ふるさと納税ワンストップ特例制度
所得税の確定申告や市民税・県民税の申告をしない人が対象です。申告すると無効になります。医療費控除などを受けるために申告をする場合は、寄附金控除の申告も必要です。

- ・源泉徴収票に書かれていない所得控除の適用を受ける人
 - ②前年中の収入が公的年金のみで、源泉徴収票に書かれていない所得控除の適用を受ける人
 - ③前年中に収入がない人や遺族年金などの非課税所得のみだった人(国民健康保険料などの算定や所得課税証明書の交付などに必要)
2. 市内に住んでいない人で2年1月1日現在、市内に事業所・事務所または家屋敷がある人

申告に必要なもの

既に届いている人は申告書類、筆記用具、印鑑(認印可)、電卓、身元確認書類(運転免許証など)と、①マイナンバーカードまたは、②マイナンバー通知カードかマイナンバーが記載された住民票の写しをお持ちください。

- 本人が記入済みの申告書を支所・連絡所に提出、または家族が提出する場合は、本人の身元確認書類と①または②の写し
- 代理人が申告する場合は、本人の身元確認書類と①または②の写しと、代理人の身元確認書類。法定代理人は、その資格を証明する書類。任意代理人は委任状など
- 郵送する場合は、本人の身元確認書類と①または②の写しを〒276-8501市民税課へ

- 上場株式等に係る配当所得などがある人は
確定申告と市民税・県民税申告で、異なる課税方式を選択する場合は、①市民税・県民税申告書、②市民税・県民税申告書(上場株式等の所得に関する課税方式選択申出書)、③確定申告の写しの3点の提出が必要です。市民税課のホームページからダウンロードできます。異なる課税方式を選択すると、国民健康保険料などの金額が変わることがあります。

- 申告の内容によっては必要なもの
 - ・源泉徴収票などの収入や経費がわかる書類
 - ・社会保険料(国民年金保険料、介護保険料、健康保険料など)の支払証明書や領収書など
 - ・生命保険料や地震保険料などの控除証明書
 - ・障害者手帳や療育手帳など
 - ・医療費控除の明細書など(保険組合が発行する医療費通知や領収証から明細書を作成すると、領収証の添付は不要になります。領収証は、申告から5年間自宅で保管してください)

所得税の確定申告 問い合わせ：千葉西税務署 043-274-2111

所得税の確定申告をする人

各種所得の合計金額から、基礎控除やその他の所得控除を差し引いて計算した税額から、配当控除や住宅ローン控除などを差し引いて残額がある人は、確定申告が必要です。

1. 給与所得があり、次のいずれかに該当する人
 - ①給与の収入金額が2,000万円を超える人
 - ②給与を1か所からもらっている人で、給与所得と退職所得を除く他の所得の合計金額が20万円を超える人
 - ③給与を2か所以上からもらっていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と給与所得、退職所得を除く他の所得金額の合計金額が20万円を超える人
 - ④同族会社の役員などでその会社から貸付金の利子、賃貸料、使用料などをもらっている人
 - ⑤災害減免法で、給与について源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人
2. 公的年金などの収入がある人
公的年金などの収入の合計金額が400万円以

一般国道464号北千葉道路(市川市・船橋市)
都市計画の変更の案と環境影響評価準備書を縦覧

一般国道464号北千葉道路(市川市・船橋市)について、都市計画の変更の案と、環境調査・予測・評価・環境保全対策の検討結果などを取りまとめた環境影響評価準備書を縦覧します。意見書を提出できますので、提出先や提出方法は、ホームページで確認してください。準備書の内容についての説明会も開催します。問い合わせは、市土木建設課(市川市)または船橋市(船橋市)へ。

▼縦覧期間 土曜・日曜日、祝日、休日を除く2月4日(火)～3月3日(火)午前8時30分～午後5時15分 ▼縦覧場所 市都市計画課

■説明会 ▼日時 2月23日(祝)午後2時30分から(30分前から受け付け)。正午～午後5時にパネル展示 ▼場所 船橋市小室公民館

募集 農業委員・農地利用最適化推進委員

①農業委員、②農地利用最適化推進委員を募集します。募集要項と申込用紙は、農政課、農業委員会事務局でお渡ししています。市ホームページからもダウンロードできます。

▼資格 ①農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に關しその職務を適切に行うことのできる人、②農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人 ▼募集人数 ①14人(過半数が認定農業委員等・農業委員会の所掌に属する事項に關し利害關係を有しない人を含めること)、②13人 ▼任期 7月20日(月)から3年間(②は予定)

▼主な職務 ①毎月実施する農業委員会総会での審議、農地などの利用の最適化の推進(担い手への農地などの利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止と解消の促進、新規参入の促進による農地などの利用の効率化や高度化の促進、法人化・その他農業経営の合理化・農業一般に関する調査や情報提供など)②担当地区における農地などの利用の最適化を推進するための実践活動など ▼報酬 ①月額4万8000円(会長は5万3000円)、②月額4万1000円 ▼申し込み 2月3日(月)～3月5日(木)午後5時必着で、推薦または応募で①は農政課、②は農業委員会事務局へ持参または郵送

高年齢者や障害者を雇用した事業者に雇用促進奨励金を交付します

公共職業安定所(ハローワーク)の職業紹介で、市内の高年齢者か、心身障害者を常用労働者として新たに雇用した市内事業者、高年齢者等雇用促進奨励金を交付しています。奨励金は、雇用した月の翌月から12か月を限度に、1月あたり高年齢者は1万円、心身障害者は1万5000円を上期と下期に分けて交付します。該当する事業者は、2月28日(金)までに商工観光課へ連絡してください。

▼対象となる事業者 ①市内に事業所があること、②市税を完納していること、③公共職業安定所の紹介で市内在住の高年齢者(60歳以上)や心身障害者を常用労働者として、元年7月1日～12月31日に新たに雇用していること